

## 南阿波サンライン展望台等維持管理事業（企画提案型事業）募集要項

徳島県では、南阿波サンライン（以下「サンライン」という。）の活性化を図るため、地域との協働による景観保護活動や利活用を推進しています。

この度、サンライン展望台等の維持管理と利活用を図るため「南阿波サンライン展望台等維持管理事業」（以下「委託事業」という。）の企画提案を募集します。

### 1 事業目的

サンライン展望台等の維持管理と利活用に係る企画提案を募集し、委託事業を実施することにより、民間活力を用いたサンライン展望台等の維持管理と活性化を図ることを目的とします。

### 2 事業内容

サンラインの4つの展望台を以下の（1）～（2）のとおり2区分し、提案していただきます。1件提案、重複提案どちらでも可能です。

なお、事業期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。

※「浄化槽の保守点検・清掃・法定検査料」及び「電気料」は県が直払いします。

#### （1）第1展望台（「売店」を除く）・第2展望台・第3展望台

（第1展望台 海部郡美波町日和佐浦453-4）

（第2展望台 海部郡美波町山河内字明丸13-5）

（第3展望台 海部郡美波町山河内字明丸12-1）

##### ① 第1展望台

ア 展望台トイレの清掃、給水点検（週2回以上）

イ 展望台内の清掃、展望台内生息猫の糞尿の処理等（週2回以上）

ウ 花壇の活用

エ その他、第1展望台等の利活用

##### ② 第2展望台・第3展望台

ア 展望台内、遊歩道の清掃（月2回以上）

イ その他、第2・3展望台等の利活用

※委託料(見積限度額)の上限は590千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
とします。

#### （2）第4展望台（海部郡牟岐町大字灘字水落66-2）

ア 展望台トイレの清掃、給水点検（週2回以上）

イ 展望台内の清掃（週2回以上）

ウ 花壇の活用

エ その他、第4展望台等の利活用

※委託料(見積限度額)の上限は410千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
とします。

### 3 応募資格

徳島県内のNPO法人、ボランティア団体、その他の団体であって、次に掲げる要件を全て満たすこと。

（1）主たる事務所が徳島県南部総合県民局管内に所在する者

（2）提案事項を的確に遂行できる能力を有する者

（3）法人等及び代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当する者

- イ 地方自治法第244条の2第1項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者
- ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱（平成14年4月18日建設第73号）及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体
- カ 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者
- ケ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- コ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - a 成年被後見人又は被保佐人
  - b 破産者で復権を得ない者
  - c 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - d 暴力団の構成員等
- サ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

#### 4 応募方法等

業務委託者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

##### （1）参加申込書の提出

###### ①提出書類

参加申込書（様式第1号） 1部

###### ②提出期限

令和8年2月27日（金）午後5時まで（必着）

###### ③提出方法

電子メール、ファクシミリ等により提出すること。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

##### （2）企画提案書の提出（各原本1部、副本4部提出）

###### ①提出書類

ア 企画提案書（様式第2号）

イ 企画提案説明書（様式第3号）

ウ 設立年月日を証する書類（定款・規約等）

②提出期限

令和8年3月9日（月）午後5時（必着）まで

③提出方法

持参（午前9時から午後5時まで（土日祝の南部総合県民局閉庁日を除く））または郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、書留郵便によるものとし、提出期限までに到着したものに限り受け付けることとする。

（3）提出及び問合せ先

〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1  
徳島県南部総合県民局地域創生防災部＜美波＞みなみ阿波観光戦略担当  
電話 0884-74-7319  
ファクシミリ 0884-74-7337  
E-mail nanbu\_c\_m@pref.tokushima.jp

5 応募に際しての留意事項

（1）次のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。

- ア 参加資格、提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- イ 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- エ 本要項及び仕様に適合しない場合
- オ 応募者による業務履行が困難であると判断された場合
- カ その他不正な行為等があったと当担当が認めた場合

6 本事業における質疑応答

（1）質問の受付期間

令和8年2月20日（金）午後5時まで

（2）質問の提出

当該公募に係る質問は、質問票（様式第4号）により行うものとし、「4 応募方法等（3）提出及び問合せ先」まで、書面持参、電子メールまたはファクシミリのいずれかの方法で提出すること。なお、電子メールおよびファクシミリの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

（3）質問の内容

原則として、当該委託事業に係る条件や提案書提出手続きに関する事項に限るものとする。

（4）質問に対する回答

回答は質問者及び参加申込者に原則電子メールにより送付する。

7 選定方法

提出された企画提案書については、外部有識者を含む選定委員会により、提案内容等についての書類審査を行います。なお、審査は、次の項目の審査基準で実施します。

- （1）事業の目的に合致しているか。
- （2）計画、収支等の見込みは妥当であるか。

- (3) 着実に事業実施できる組織及び団体であるか。
- (4) 事業実施による成果が期待できるか。

## 8 採択・決定等

- (1) 採択した事業については、実施方法等について条件を付す場合があります。
- (2) 委託額については、選定委員会後に経費の内容等を精査の上決定します。
- (3) 採択結果については、選定後速やかに応募者に書面で通知します。なお、選定等に関する照会、問合せには一切応じられません。

## 9 事業採択の取消し

提案書など提出書類に虚偽の記載があることが明らかとなった場合、提案者に重大な瑕疵があった場合、又は事業執行能力がないと認められる場合等、事業の採択を取り消すことがあります。

## 10 日程

令和8年2月13日（金）	募集開始
令和8年2月20日（金）	質疑書の提出締切
令和8年2月27日（金）	参加申込書の提出締切
令和8年3月 9日（月）	企画提案書の提出締切
令和8年3月下旬	選定結果通知

## 11 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書、その他書類は、原則返却しません。
- (3) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にします。
- (4) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定した者であるが契約手続きを完了するまでは当法人等との契約関係を生じるものではありません。
- (5) 県の令和8年度予算が成立されなかった場合又は減額となった場合には、本事業の一部又は全部を実施しない場合があります。